

農業共済の見直しについて

農業共済については、平成29年6月に「農業災害補償法の一部を改正する法律」が可決・成立しました。農業者へのサービスの向上と負担軽減の観点から、平成31年1月以後に開始する共済責任期間（農作物共済は平成31年産）から、以下の見直しが行われます。

現 行	見直し後
<p>米・麦の当然加入制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 米・麦は共済への加入が義務付け 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 任意加入制に移行します
<p>引受方式</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 米・麦の一筆方式 〔 被害ほ場の全筆を農業者が現地調査等を行って損害評価する方式 〕 ○ 果樹の特定危険方式及び園芸施設共済の短期加入 〔 災害の種類や期間を選択して加入する方式 〕 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 廃止しますが、坪刈りをせずに目視で判定する一筆全損特例・一筆半損特例を設けることで、ほ場ごとの深い被害を補償します ○ 補償の総合化を図るため、廃止します
<p>家畜共済</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 死廃共済と病傷共済のセット加入 ○ 共済期間開始時の価値で補償 ○ と畜場で発見される牛白血病 ○ 初診料は自己負担、その他の診療費は共済金で補償 ○ 家畜の導入から2週間以内の事故は共済金の請求が不可 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 死廃共済と病傷共済に分離し、一方のみの選択もできるようにします ○ 日々価値が増加する肥育牛等は事故発生時の価値で補償します ○ 農業者が出荷した場合も家畜商経由の場合も共済金の対象にします ○ 診療費全体（初診料を含む）の1割を自己負担とします（現行の自己負担総額と同水準） ○ 共済加入者間で取引された家畜は共済金の対象にします
<p>園芸施設共済</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 共済金の支払対象となる被害 （1棟ごとに3万円又は補償価額の10%超の被害） ○ 掛金の国庫補助の限度 （1農家当たり共済金額8千万円まで） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 3万円又は補償価額の5%超の被害があれば共済金を支払います。 ○ 2倍（1億6千万円まで）に上げます
<p>掛 金</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 掛金率は農業者一律に設定 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 共済金の受取りが少ない農業者は掛金率の段階を下げていきます